

議 員 提 案

令和 8 年 9 月 定例会

目 次

番 号	件 名	頁
議員提案第 4 号	市長専決処分事項の指定の一部変更	1

市長専決処分事項の指定の一部変更

市長専決処分事項の指定を次のとおり一部変更する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

寝屋川市議会議員

金 子 英 生

福 田 篤 志

村 上 順 一

板 東 敬 治

中 林 和 江

市長専決処分事項の指定の一部変更

第1条 市長専決処分事項の指定について（昭和61年3月28日議決）の一部を次のように変更する。

第4項中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第2条 市長専決処分事項の指定についての一部を次のように変更する。

第4項中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この市長専決処分事項の指定の変更は、議決の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年9月24日から施行する。